

## 食事補助など必要か

### 社員食堂ない営業所

#### 問

社員食堂は本社のみがありますが、地方の支店・営業所から不公平との声が上がってきました。気になるのはパート・有期雇用労働法で、食事補助など何らかの策を講じるべきでしょうか。

### 施設なければやむを得ない

#### 答

パート等の比較対象となる通常の労働者の範囲は、「同一の事業所」から「同一の事業主」に拡大されました。パート・有期雇用労働法 12 条は、たとえば、定員の関係で給食施設を事業所の労働者全員が利用できないような場合に、増築などをして全員に利用の機会を与えることまでを求めるものではないとしています（平 31. 1. 30 雇均発 0130 第 1 号）。パート等が雇用される事業所には給食施設がなく、当該事業所の通常の労働者にも給食施設の利用の機会が付与されていない場合どうでしょうか。その場合、給食施設がある他の事業所に雇用される通常の労働者には利用の機会が付与されているからといって、当該パート等に給食施設の利用の機会を与える必要はないことは通常（前掲通達）とあります。なお、こうした不公平感を緩和するため、新たに食事代補助を検討する企業はあるようです。